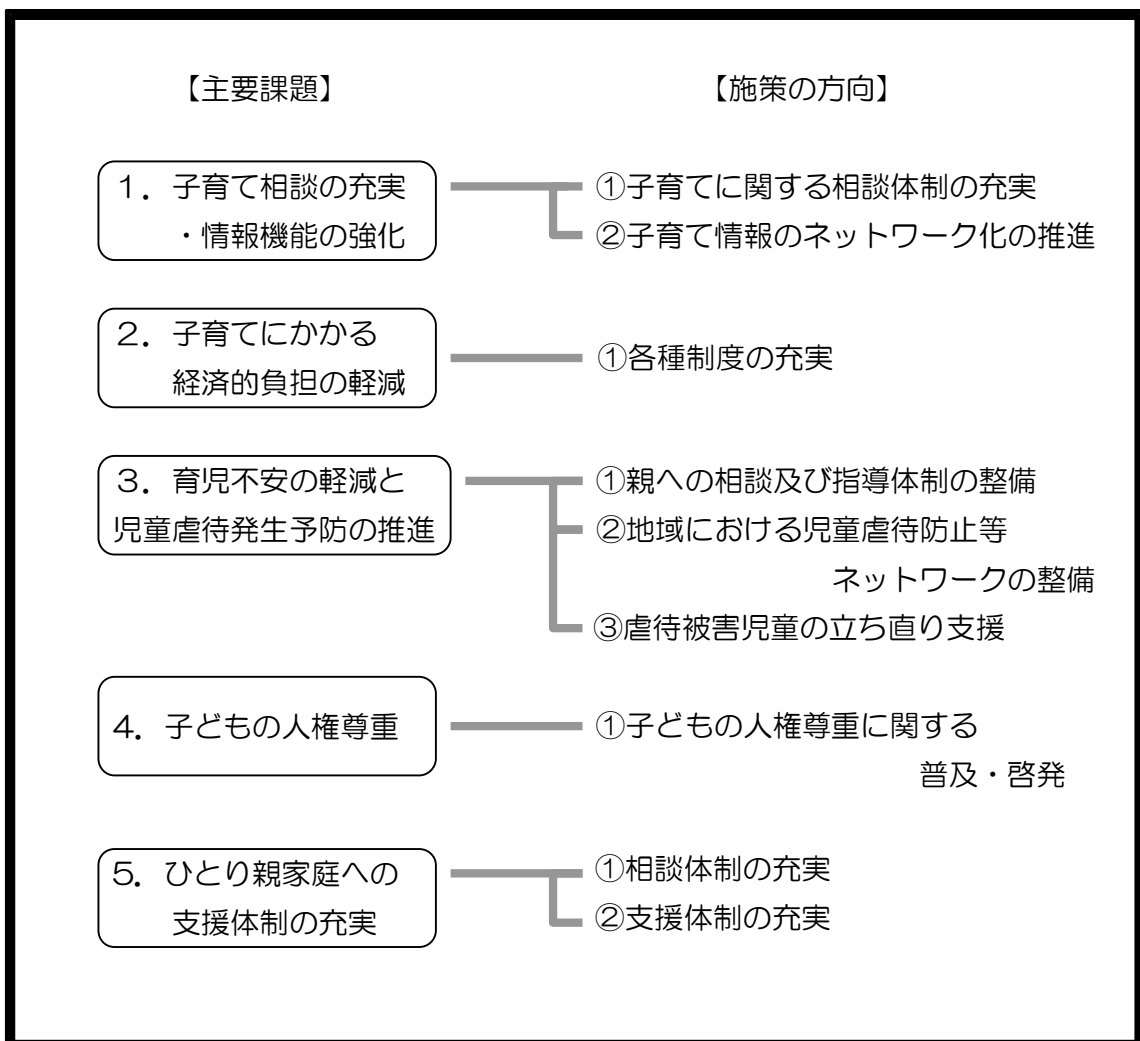


第3章

計画の内容

基本目標 1 子育て家庭への支援



1. 子育て相談の充実・情報機能の強化

近年の地域における連帯感の希薄化や、子育てに関する情報の氾濫等により、子育てに自信がもてず、不安や悩みをひとりで抱えている親が多くなっています。このような不安や悩みをうまく解消できないまま子どもへの虐待につながるケースが社会問題として取り上げられています。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談相手は家族や友人などが大半で、行政機関への相談は、利用意向があるものの利用経験のある人は少ない状況がわかりました。親たちの子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、さらなる相談体制の充実を図り、子育てに関する情報や親子で交流できる多様な機会を積極的に提供していきます。

① 子育てに関する相談体制の充実

子育てに関する様々な悩みに対応できるよう、関係各機関の相談機能や交流活動の充実を図り、誰もが利用しやすい相談体制づくりを実施していきます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
家庭児童相談室 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを子育て相談の総合的窓口として市民に周知するとともに、機能の充実を図ります。	児童福祉課 (子育て支援センター)
スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	学校教育課
適応指導教室の充実	不登校児童生徒の「こころの居場所」を確保し、自立心や社会性を育て、学校生活への復帰を引き続き支援します。	学校教育課
相談体制の充実	いろいろな悩み、問題行動等に対する相談に応じます。 また教育相談事業を実施し、児童・生徒に関する様々な問題の相談に取り組めます。	青少年補導センター 学校教育課

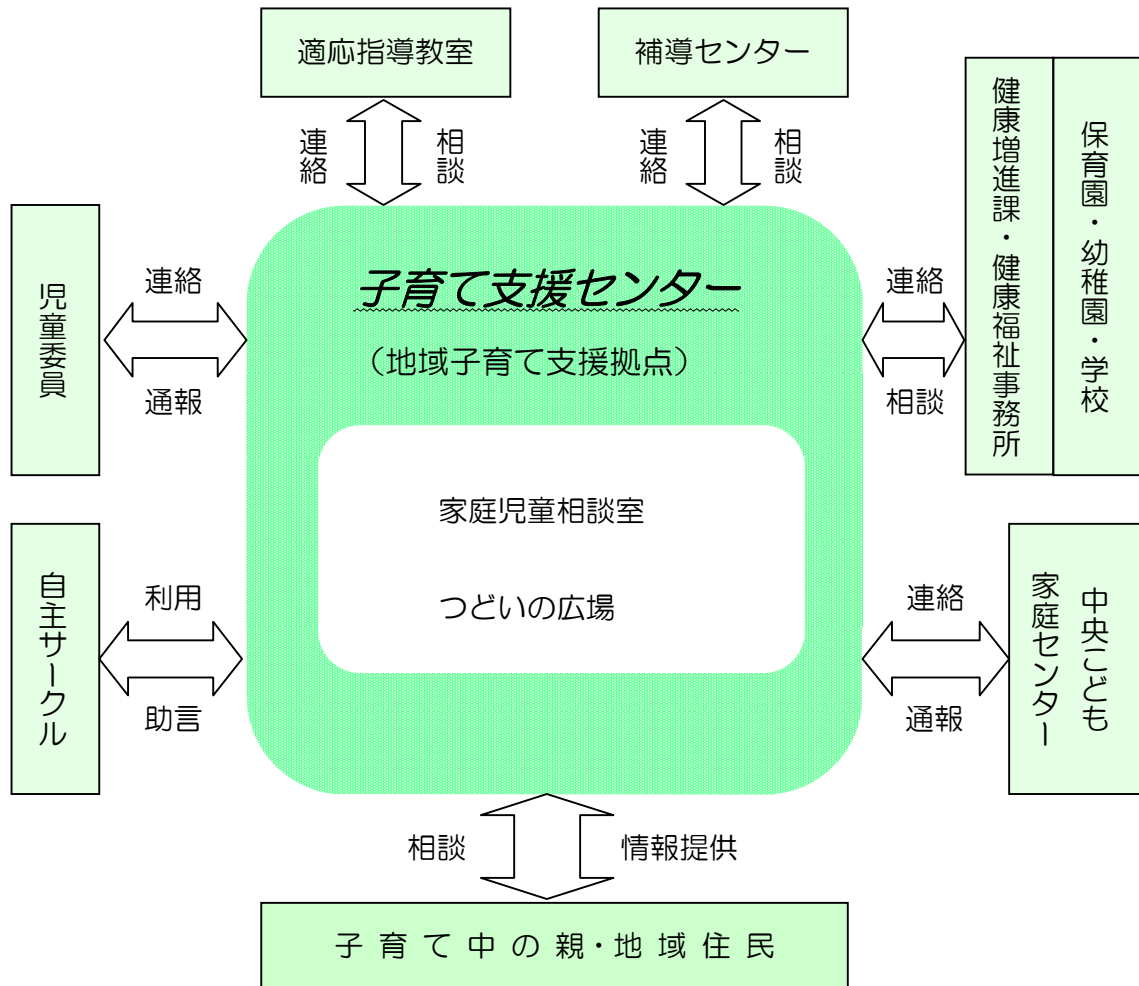
② 子育て情報のネットワーク化の推進

子育てに関する情報を一元化するために、子育て支援センターを拠点に各種相談機能や情報提供機能等のネットワーク化を図ります。

《施策》

項 目	今後の方向性	担当課
子育て支援ネットワークづくり	<p>児童相談や情報提供事業、子育てサークル等のネットワーク化を図り、効果的な子育て支援が推進できる体制を整備します。拠点となる子育て支援センターをネットワークの核として、子育て家庭に関する業務を総括し、関係機関との連絡・調整をします。</p>	<p>児童福祉課 (子育て支援センター)</p>
子育て情報の提供	<p>相談事業や交流活動、公園や施設等、子育てに関する情報をまとめた子育てマップを適時発行します。 また子育てサークル情報や関係機関の子育て情報を発信するため子育て情報誌の充実に努めます。</p>	

子育て支援センターの業務・役割



● 子育て支援センターの業務・役割

- ・ 相談員間の連絡を緊密に行います。
- ・ 相談者への対応を効率的に行います。
- ・ 子育て市民への情報提供（子育てマップ・子育て情報誌・子育て体験集）
- ・ 子育て自主サークルの拠点とします。
- ・ 児童委員の拠点とします。
- ・ 相談室、会議室を効率的に運用します。
- ・ 子育てに関する指導者、リーダー等の研修の場として活用します。
- ・ 児童虐待防止等ネットワークの拠点とします。

2. 子育てにかかる経済的負担の軽減

地域経済の低迷等が続く中、家計に占める子育て全般にかかる経済的負担の割合が増加してきています。また、近年の出生率の低下原因には「経済的負担が大きい」が上位にあげられ、ニーズ調査においても「児童手当の充実」や「子育てや教育に係る経済的負担の軽減」といったニーズが依然として高くなっています。このままでは、少子化はさらに進み、社会活力の低下につながり、地域経済の混迷等が続くことでさらに少子化の進行に拍車がかかります。そこで、子育て家庭に対しては、経済的支援の強化を図り、養育費・教育費等の軽減に努めます。

① 各種制度の充実

子育て費用は増加しており、子育て家庭の家計の大きな負担となってきています。必要な支援措置を講じて、子育て費用の軽減や制度の啓発に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
児童手当※の給付	制度の充実を図るために、対象制限の見直し等を国に要望します。また、制度の改正があった場合は適切に対応します。	児童福祉課
就学援助の給付	制度の充実を図るために、対象制限の見直し等を国に要望します。	学務課
乳幼児等医療費の助成	保護者負担に配慮した事業に努めます。	国保医療課
保育所保育料の軽減	保護者負担に配慮した保育料の適正化を図り、保育料の軽減を引き続き行います。	児童福祉課
幼稚園保育料の軽減	保護者負担に配慮しつつ保育料の適正化を図ります。	学務課
学童保育所保育料の軽減	保護者負担に配慮した保育料の軽減を行います。	児童福祉課 (子育て支援センター)
高等学校奨学金の給付	経済的理由によって就学困難な者に対して奨学金を引き続き支給します。	学務課

※児童手当は平成 22 年 4 月から子ども手当に変更となる予定です。

3. 育児不安の軽減と児童虐待発生予防の推進

近年、母親の多くは妊娠、出産、育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩んでいるといわれます。また、親自身の精神的な問題や生活上のストレスや、子育ての困難さ等の様々な要因が絡みあって、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。

このような現状にあって、国では児童虐待防止法が改正され、児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認の義務化、出頭要求や一時保護の実施の通知などが盛り込まれました。この法改正を踏まえ、高砂市では、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため児童虐待に早期かつ適切に対応できる地域の連携体制づくりや、防止につながる相談体制の整備、さらには被害児童に対する支援の強化を図ります。

① 親への相談及び指導体制の整備

親の育児不安やストレスの軽減等、親に対する支援を実施し、児童虐待の防止を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
子どものこころの安らかな発達促進と育児不安の軽減	両親の育児不安・ストレスと子どものこころの関係、児童虐待防止のための両親への支援を行ないます。	児童福祉課 子育て支援センター 健康増進課

② 地域における児童虐待防止等ネットワークの整備

児童虐待の予防と早期発見・対策及び非行、不登校や「ひきこもり」等、児童を取り巻く様々な問題に対応するための取組みを推進するため、関係機関や関係団体等と地域でのネットワークづくりを図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
児童虐待防止ネットワークづくり	平成 17 年度に設置した高砂市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待など児童の取り巻く様々な問題に対応するため、関係機関や関係団体等との連携をより強化し、児童虐待の予防と早期発見に努めます。	児童福祉課 子育て支援センター 学校教育課 青少年補導センター 健康増進課
虐待防止のための県との連携強化	虐待のおそれのある保護者に対する出頭要求、立入調査等が必要な場合において、県知事又は児童相談所長への通知、都道府県が行う検証作業への協力など、県と連携した取組みを推進します。	児童福祉課 子育て支援センター 学校教育課 青少年補導センター
(新)要保護児童セーフティネットの強化	児童虐待などの要保護児童及びその家庭を支援するために、市が積極的に関係機関と連携し、セーフティネットの強化を図ります。	児童福祉課 子育て支援センター 関係課

③ 虐待被害児童の立ち直り支援

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長や自立を促していくため、被虐待児童のケアと立ち直り支援は、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域の関係機関の協力体制の構築が不可欠です。児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行います。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
被虐待児童のケアと立ち直り支援	被虐待児童のケアと立ち直り、親子の再統合を図るため中央こども家庭センター等と連携して取組みを進めます。	児童福祉課 子育て支援センター

4. 子どもの人権尊重

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」では「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利が定められ、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めることが大人の義務としてうたわれています。

高砂市においても、子どもが社会の一員としての権利が尊重され、また子どもが主体的に参加できる社会に向けて、「児童の権利に関する条約」を市民に広く知ってもらうための啓発・普及運動を推進していきます。

① 子どもの人権尊重に関する普及・啓発

子どもの人権が尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
「児童の権利に関する条約」の啓発	パンフレットの作成、学習会の開催等により、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に努めます。	児童福祉課

5. ひとり親家庭への支援体制の充実

近年ひとり親家庭が増加傾向にあり、子育て環境も変化しつつあります。また経済の低迷に伴い、特に母子家庭の母親は就業面等で不利な状況に置かれ、その生活は極めて厳しいものとなっています。さらに、ひとり親家庭は、日常の生活や子育てに困難な問題を抱えており、そのうえ、地域の中でも孤立しやすい状況にあります。ひとり親家庭の子どもが健やかに成長できるよう、高砂市母子家庭等自立促進計画を基本に、相談体制の充実を図るとともに、安心して子育てできるよう子育てと仕事の両立支援、経済的支援の充実に努めます。

① 相談体制の充実

ひとり親家庭が抱える子育てや生活等の悩みを解消できるよう、相談体制の充実を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
相談活動	ひとり親家庭が抱える悩みを解消できるよう、母子自立支援員等による相談活動を充実します。	児童福祉課

② 支援体制の充実

ひとり親家庭の負担の軽減を図るため、経済的な支援や子育て・生活支援を実施していきます。また、母子家庭が十分な収入を得ることができ、自立した生活を行うことができるよう、職業能力向上のための訓練等、就業面での支援を促進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
児童扶養手当の給付	母子家庭の生活支援のため、制度の啓発に努めます。	児童福祉課
ひとり親家庭への支援サービス	児童福祉金制度に代わって、ひとり親家庭に対する支援サービスを行います。	
母子家庭等医療費の助成	自立の困難な母子・父子家庭等については市独自に所得制限の緩和を継続します。	国保医療課
母子援護事業	保護の必要な母子を母子生活支援施設において保護するとともに、母子の自立を促進します。	児童福祉課
母子・寡婦福祉法関連事業	母子・寡婦福祉資金貸付制度等制度の啓発に努めます。	
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭の家事・育児等の生活支援を行います。	
母子家庭自立支援給付金	就業や仕事に役立つ経済的自立促進として自立支援教育訓練給付や高等技能訓練促進費の給付を行います。	

基本目標2 子育て支援のコミュニティ整備

【主要課題】

1. 子育てを支える
地域活動の育成

【施策の方向】

- ①地域協働の子育てネットワークの構築
- ②安全・安心の地域活動
- ③子育て支援の拠点整備

1. 子育てを支える地域活動の育成

子どもの健全育成を図る上で、地域社会の果たす役割は非常に大きいといえます。また子どもは次代の地域コミュニティを担い、その形成にとって大切な存在です。

将来的にも活気ある地域づくりを進めていくためには、子どもたちの成長を支えあう地に足の着いた地域活動の育成が重要となっています。

そのためには、コミュニティの育成や包括的なネットワークの構築等を実施していく必要があります。この子育てを核にして、地域内でのコミュニティが形成され、さらには高齢者や障がい者に関するネットワークともリンクしながら、高砂市全体がお互いを支えあう大きなコミュニティを形成していきます。

① 地域協働の子育てネットワークの構築

行政、地域住民、各種団体や企業が協働して地域ぐるみで不登校や非行、児童虐待等、子育て家庭を支援するネットワークの構築を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
地域子育てネットワーク事業	地域団体を中心に高砂市地域子育て支援ネットワーク事業を推進し、子育て支援活動の充実や支援者等の裾野の拡充を図ります。	生涯学習課
ファミリーサポートセンター事業の推進	仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を周知し、登録会員の増加に努めます。	児童福祉課 (子育て支援センター)

② 安全・安心の地域活動

凶悪犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースが増加する傾向にあります。子どもを犯罪から守るためには、地域ぐるみで子どもを見守る環境づくりに努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
安全・安心のまちづくりの推進	P T Aや地域の団体が自主的に、安全・安心のまちづくり活動ができる環境づくりを推進します。	危機管理室 青少年課

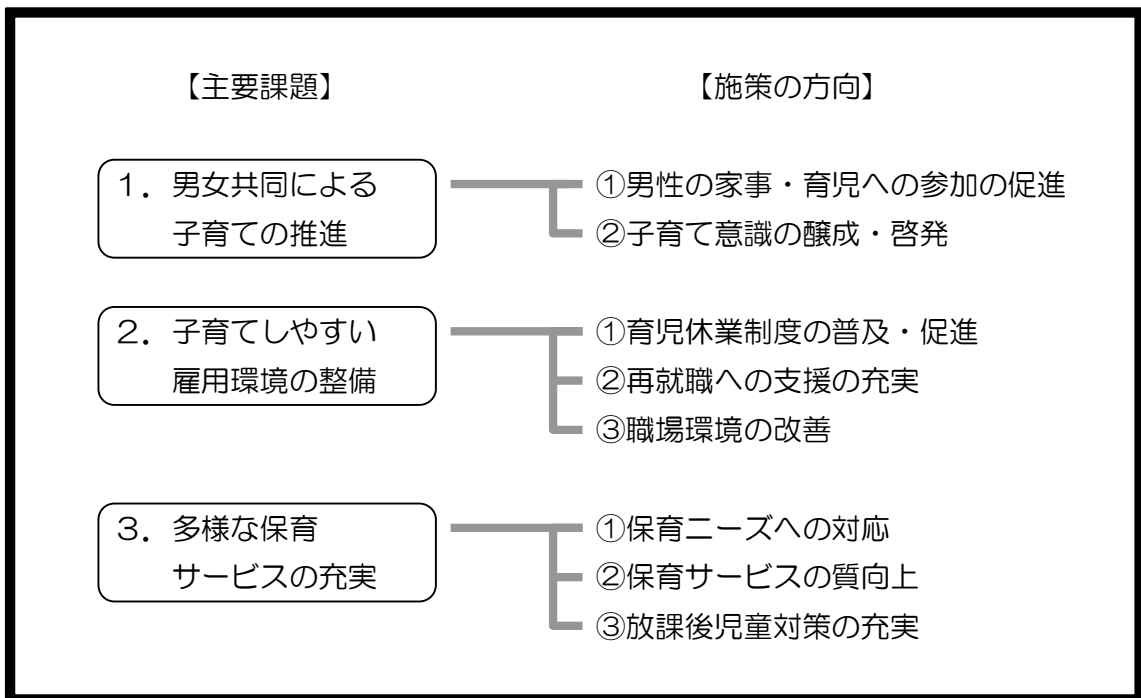
③ 子育て支援の拠点整備

高砂市の子育て支援の総合的拠点である子育て支援センターについて、各地域に根ざした子育ての拠点となるよう施設の活用を目指します。

《施策》

項 目	今後の方向性	担当課
つどいの広場の活用	子育て支援センターでのつどいの広場に参加しにくい親子のために、各地域の公民館で開催する回数を増やします。	児童福祉課 (子育て支援センター)

基本目標3 就労と子育ての両立支援



1. 男女共同による子育ての推進

家庭内では、従来の「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男性の仕事中心の生活習慣により、女性の家事・育児の負担が大きくなっています。働く女性が増える中、固定的な性別役割分担意識を改革し、男性の家事・育児への参加を促進します。

そして、これから子どもをもつ若い世代に対して子育て意識の醸成を図るとともに、市民の子育て意識を高め、男女参画による子育てを推進します。

① 男性の家事・育児への参加の促進

家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術が身につけられる機会を提供し、男性の子育てへの参加を促進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
男女共同参画センター	男女が共同して担う子育てを総合的に支援します。	市民活動推進課
男性の家事・育児への参加の促進	男女がともに担う家事等家庭責任について啓発を行います。	
父親の育児への参加の促進	父親の子育て意識の高揚を図ります。	児童福祉課 (子育て支援センター)

② 子育て意識の醸成・啓発

若い世代に子育ての知識や子育ての楽しさを伝える機会を提供し、父性や母性を育てるとともに、男女が共同で子育ての責任をもつことへの意識の醸成を図ります。

また、市民の子育て意識を高めるために、行事の開催や広報活動の充実に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
男女平等意識の高揚	生涯学習や学校・家庭における男女平等教育を推進します。	児童福祉課 (子育て支援センター) 学校教育課
子育て体験集の発行	市民から子育ての楽しさを伝える体験談を募集し、体験集として発行します。	児童福祉課
児童福祉週間事業	児童福祉週間にあわせ、子どもや子育てに関する広報活動や行事の開催を行い、子育て意識の高揚、子どもの人権尊重を促進します。	

2. 子育てしやすい雇用環境の整備

仕事と子育てを両立する家庭が増えており、家庭だけでなく職場においても子育てへの理解や協力が求められています。育児休業制度の普及・拡充、復職しやすい職場環境の整備、子育てのために退職した人への再就職の支援、労働時間の短縮等職場環境の改善等、仕事と育児の両立ができ、安心して子育てしながら働くことのできる環境づくりに努めます。

① 育児休業制度の普及・促進

育児休業制度の普及・拡充を促進し、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
育児休業制度の普及・促進	育児休業制度の周知徹底のための啓発を行います。 また、生活資金融資制度の啓発を行います。	市民活動推進課 健康増進課

② 再就職への支援の充実

再雇用制度の普及・定着を促進するとともに、能力開発機会や職業情報の提供を図り、再就職や就労機会の拡大に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
職業能力開発と技術・資格取得の機会の情報提供	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得の情報提供を充実します。	市民活動推進課
再就職を希望する者に対する情報の提供	公共職業安定所情報の提供等を充実します。	
働く場での母性保護や健康に関する相談の充実	健康に関する相談窓口を充実します。	健康増進課

③ 職場環境の改善

労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入の促進、女性の労働条件の向上、職場での男女平等の労働意識の啓発に努めます。

《施策》

項 目	今後の方向性	担当課
労働時間の短縮	子育てしやすい環境をつくるため、労働時間の短縮の啓発のほか、ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民及び市内事業所に対しPRの強化に努めます。	産業振興課
パートタイム、派遣労働者等の労働条件の向上	労働条件の向上に向けた関係法規の周知徹底を図るため、啓発を行います。	
仕事と育児・家庭が両立できる制度の確立	仕事と育児・家庭が両立できるような多様でかつ柔軟な働き方が選択できる制度の確立を事業主に啓発します。	市民活動推進課 産業振興課
仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化の普及	育児・介護休業制度等を取得しやすい雰囲気（特に男性労働者）であることや両立について、経営トップ、管理職の理解があること等、仕事と育児・家庭が両立しやすい企業文化の普及・啓発を行います。	

3. 多様な保育サービスの充実

親の就労形態や勤務時間の多様化、生活スタイルの変化等により、子育て家庭の保育ニーズも様々になっています。多様な保育ニーズに対応した保育施設の整備を図るとともに、保育サービスの拡充を推進し、併せて保育サービスの質の向上を目指します。また、昼間保護者のいない小学生の健全育成を図るために、放課後児童対策の充実を図ります。

① 保育ニーズへの対応

親の様々なライフスタイルに対応できるよう、乳児保育、延長保育、一時保育等の多様な保育サービスの充実に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
乳児保育事業	保育の必要なすべての乳児を受け入れられるよう、引き続き事業を充実します。	児童福祉課
延長保育事業	親の多様な勤務時間に対応できるよう、延長保育の拡充を図ります。	
一時保育事業	保護者の急な外出や病気等により、緊急・一時的に保育が必要になった場合に対応できるよう、一時保育を実施します。	
子育て家庭短期入所事業	保護者の病気や出産、事故等で一時的に養育ができない場合、児童養護施設、乳児院で一時的に保護する短期入所事業を引き続き行います。	
休日保育事業	休日の保育ニーズに対応するため休日保育を実施します。	
病児・病後児保育事業	病気時と病後の観察期にある保育園児を保育するため、病児・病後児保育の体制を整備します。	

② 保育サービスの質向上

良好な保育環境の確保、多様な保育ニーズに対応できる保育所の整備・充実、保育士の資質の向上を図ります。さらには、サービス利用者や第三者からのサービスに対する声を重視し、保育サービス全体の質の向上に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
保育所の整備・機能の充実	老朽化した保育所の改築、地域に開かれた施設として多様なニーズに対応できるよう保育所を整備します。	児童福祉課
幼稚園・保育所の統廃合等の推進	今後の就学前児童数の推移や、多様な保育サービスを求める保護者のニーズを視野に入れ、望ましい幼児教育を推進するために幼稚園・保育所の幼保一体化や民間移管、統廃合等を行います。	学校教育課 児童福祉課
保育士の資質の向上	保育ニーズの多様化、地域における保育所機能の拡大により保育機能の充実が求められているため、研修を通じて保育士の資質の向上を図ります。	児童福祉課
保育サービスの向上	保育所の苦情処理委員会において、利用者の声を運営に活かします。 また開かれた保育所づくりや保護者の選択を容易にするため保育所に第三者評価システムを導入します。	

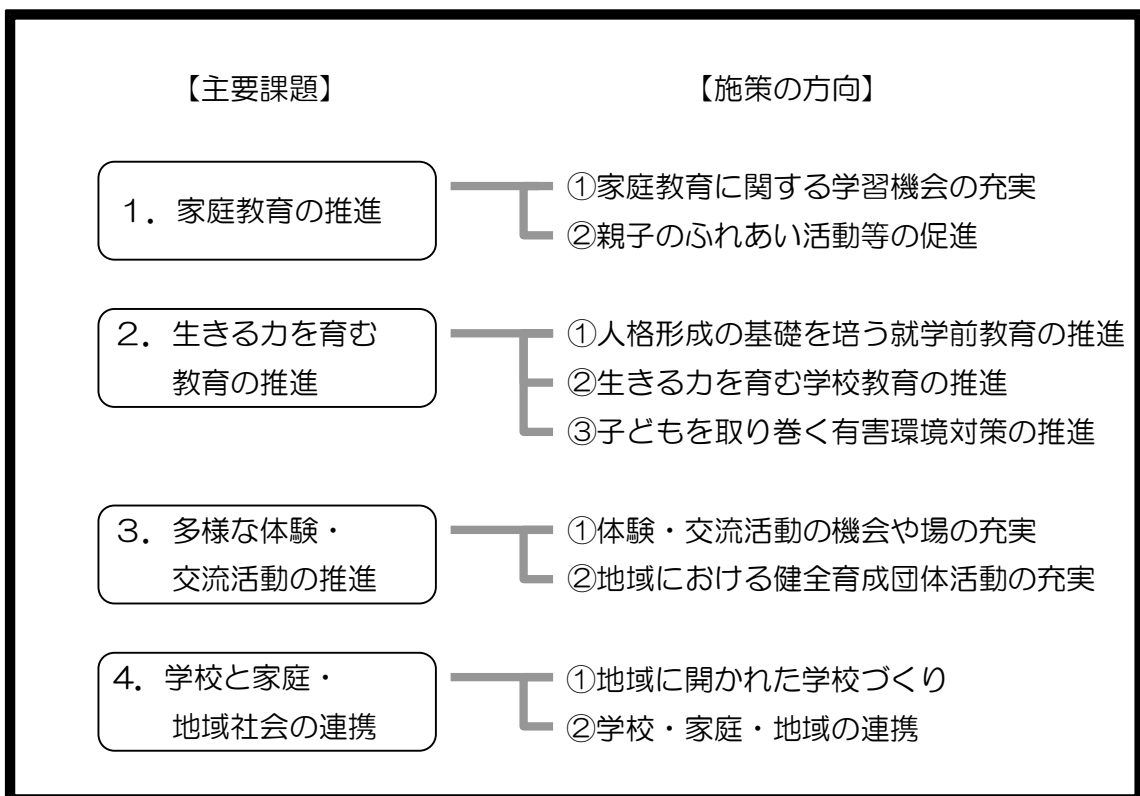
③ 放課後児童対策の充実

放課後児童健全育成事業である学童保育所の公立化を図り、運営内容や環境の充実を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
学童保育所の公立化	保護者の負担を軽減するために、学童保育所の公立化を図ります。	児童福祉課 (子育て支援センター)
学童保育所の環境整備	空き教室等を利用した活動のしやすい環境を確保します。	

基本目標4 健全育成に向けた教育の充実



1. 家庭教育の推進

子どもたちの生活の中心である家庭での養育、教育機能が低下しています。家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、親子関係を中心とした生活習慣の形成やこころ豊かに育っていただける活動を推進します。

① 家庭教育に関する学習機会の充実

親の育児能力や教育力を高めるために、子育てに関する知識や技術が学べる機会を積極的に提供し、家庭教育の重要性の認識を深めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
子育て学習活動	子育てにかかわる諸機関と連携し、親への子育て支援の場を拡大するとともに、活動グループや団体の育成を図ります。	児童福祉課 (子育て支援センター)

② 親子のふれあい活動等の促進

親子のふれあいや交流を通じて、子どもがこころ豊かに育ち、健全な人格を形成していただけるよう、親子の交流活動や機会を提供していきます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
青少年仲間づくり事業	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業を始め、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	青少年課

2. 生きる力を育む教育の推進

子どもの豊かな人間性を育むために、保育所、幼稚園、学校の役割は重要です。人格形成の基礎を培う大切な幼児期の教育の充実を図ります。また、社会が著しく変化する中、子どもたちが柔軟な対応ができるよう、自ら考え行動する力を育てるとともに、子ども一人一人の個性を伸ばす学校教育を推進します。

① 人格形成の基礎を培う就学前教育の推進

豊かな人間性の基礎を培えるよう、幼児期にふさわしい様々な遊びや活動が体験できる教育内容の充実を図ります。また、地域の幼児教育の核として機能するよう、家庭・地域との連携を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
地域に開かれた幼稚園の推進事業	地域の人々や団体等と連携を図り、地域に開かれた特色ある幼稚園づくりを推進します。	学校教育課 幼稚園
幼稚園・保育所の統廃合等の推進（再掲）	今後の就学前児童数の推移や、多様な保育サービスを求める保護者のニーズを視野に入れ、望ましい幼児教育を推進するために幼稚園・保育所の幼保一体化や民間移管、統廃合等を行います。	学校教育課 児童福祉課
保・幼・小の連携	就学前教育と小学校教育との円滑な接続のため、積極的な連携を図ります。	学校教育課 児童福祉課

② 生きる力を育む学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つの資質能力をバランスよく育み、これからの社会の担い手として「生きる力」を身につけるため、学校教育の内容や方法の改善・充実を図ります。また、こころ豊かな生活・学習の場としてふさわしい環境づくりに努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
豊かな体験活動の推進	各学校が、「総合的な学習の時間」（環境、福祉、人権、国際理解等の課題学習）等、創意工夫を生かした教育を推進します。	学校教育課 学校
健全な心身を育てる教育の推進	豊かな人間性を育めるよう、いじめや不登校等様々な問題解決に向けて、適応指導教室、スクールカウンセラーの配置、教育相談事業等の充実を引き続き図ります。	
豊かな教育環境の設備整備	子どもたちが豊かな体験を培えるよう、コンピュータや図書の実等、環境整備を計画的に行います。	学校教育課 総務課（教育） 学務課
少子化問題の啓発	少子化問題について学校で活用できる資料等を作成し、教育現場に提供します。	児童福祉課

③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちをインターネット上の有害情報やいじめから守るため、子どもが利用する携帯電話のフィルタリング利用の普及啓発に努めます。また、メディアへの過度の依存に対して、地域、学校、家庭において情報モラル教育を推進します。

《新規施策》

項目	今後の方向性	担当課
フィルタリング利用の普及啓発	子どもが利用する携帯電話のフィルタリングについて、普及啓発に努めます。	青少年補導センター
情報モラル教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力や、情報社会に参画する態度等の育成を図ります。	学校教育課 学校

3. 多様な体験・交流活動の推進

学校週5日制の導入により子どものゆとりある時間が増えています。ゆとりある時間を有効に活用するために、地域での様々な体験や交流活動への参加を促進します。また、地域の健全育成活動の活性化を図り、地域の子育て支援活動を推進します。

① 体験・交流活動の機会や場の充実

地域での体験活動、ボランティア活動、交流活動等、様々な活動に子どもが参加できる機会を提供するとともに、各種施設を有効に活用していきます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
図書館事業	図書館の整備を進めます。また、おはなし会等の各種行事を開催する等、事業の充実を図り、利用しやすい図書館づくりに努めます。	図書館
みのり会館事業	子どもの健全育成を図るため、児童・生徒の交流事業、図書室の開放を引き続き実施します。	みのり会館
体育館スポーツ教室	体育館等で各種スポーツ教室を開催し、子どもの健康の維持・増進を図ります。	スポーツ振興課 (施設利用振興財団)
平和教育事業	広く市民・児童を対象とした平和教育事業を推進します。	総務課
姉妹都市との交流事業	児童・生徒と文化・スポーツの交流事業を引き続き行います。	市民活動推進課
エコ教室事業	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会を充実します。	環境政策課
青少年仲間づくり事業（再掲）	将棋や工作教室、ハイキング、宿泊体験、工場見学等を通じて、他校区及び異年齢の青少年の交流を深め、こころ豊かな青少年の健全育成に努めます。また、高齢者とも交流する事業を始め、年齢を超えた仲間づくりを推進します。	青少年課

項目	今後の方向性	担当課
インターンシップの受け入れ	次代を担う高校生を対象としたインターンシップの受け入れ態勢を整え、「勤労体験」「職業体験」活動の場を提供します。	関係課
高齢者との交流事業	地域や施設等の高齢者と子どもたちが交流を図る事業を関係課で推進します。	関係課
歴史体験の充実	学校で民具や考古資料に実際にふれることのできる体験学習を推進します。また、親子で古代の道具作りを通して歴史体験ができる環境を提供します。	生涯学習課
環境教育	自然や自然物を活用した体験学習、又、自然学校等における環境保全活動の実践を一層推進します。	学校教育課 学校
乳幼児とのふれあい体験の推進	少子化が進行し、兄弟姉妹のいない家庭が増加している中、中学生と乳幼児とのふれあい体験を推進します。	
子どもたちの見守り活動と世代間交流事業	青少年健全育成連絡協議会が主体となり、色々な世代の人と交流できるように、各小学校区ごとに夏祭りやとんど等のイベントを今後も実施します。	青少年課

② 地域における健全育成団体活動の充実

地域における健全育成活動の充実を図るために、地域の人々の参加を促進し、活動の育成・支援に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
子ども会活動への助成	子ども会活動が円滑に運営できるよう、活動費への助成を行います。	青少年課
児童健全育成活動自主サークルへの支援	子育て支援センター等を通じて、児童健全育成活動を行う自主サークルに活動場所の提供等の支援をします。	児童福祉課 (子育て支援センター)

4. 学校と家庭・地域社会の連携

いじめや校内暴力、不登校、高校中退等、学校をめぐる様々な問題が生じています。その中でも子どものころに関する問題への取組みは、学校と家庭及び地域社会の連携が必要となってきます。連携を生むためには、学校教育に地域の人材や資源を取り入れたり、また学校行事と地域行事の相互交流等の相互協力を図ることが重要となってきます。そのためにも、地域に開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

① 地域に開かれた学校づくり

地域住民や子どもたちの学習・交流、スポーツ等の活動の場として、学校が有する様々な施設や設備等の利用促進を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
学校施設の活用	地域住民や子どもたちの交流促進の場を提供します。	総務課（教育）

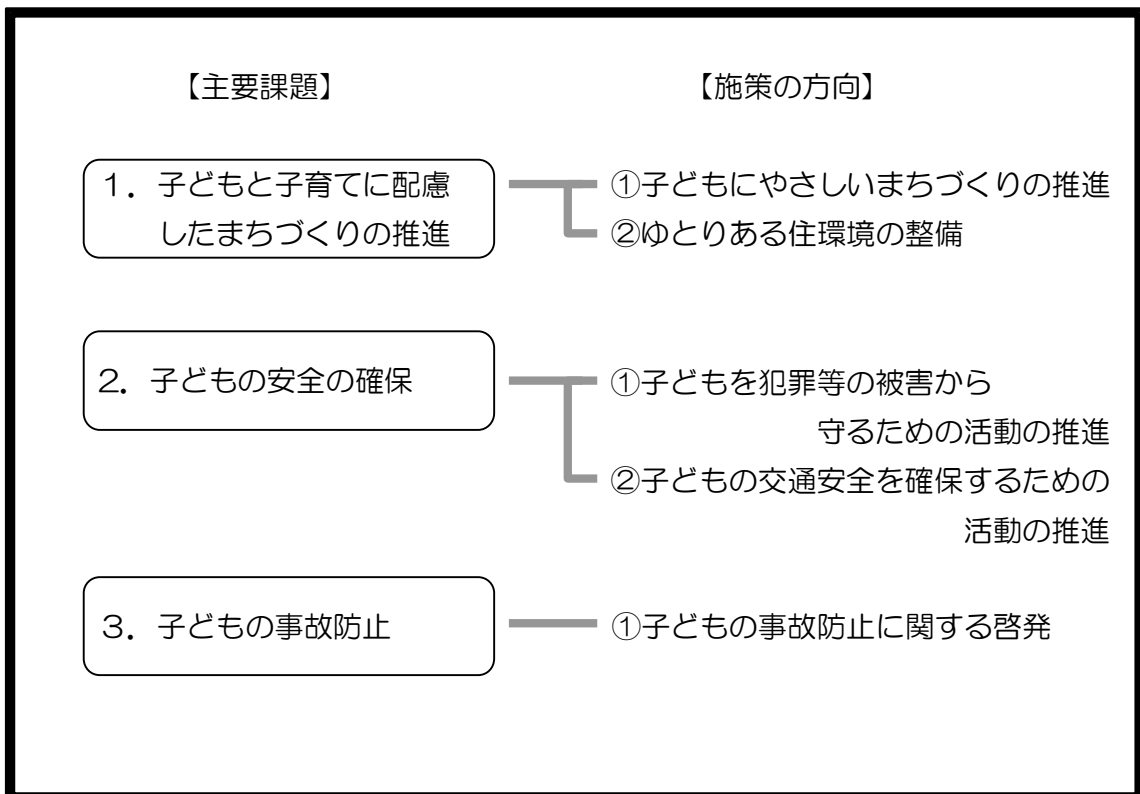
② 学校・家庭・地域の連携

学校、家庭、地域社会はお互いに影響しあいながら、子どもの育成に関わっています。このことにより、子どもに関する諸問題について、学校、家庭、地域社会が協力して健全育成を図っていきます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
開かれた学校づくりの推進	学校・家庭・地域が連携し、教育活動の充実を一層図ります。	学校教育課 生涯学習課

基本目標5 地域での生活環境の整備



1. 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子ども連れが安心して行動できるまちづくりが求められています。子どもや子ども連れでも気軽に外出できる安全で快適な生活環境の整備や、子どもが自然とふれあえる遊び場の充実、子どもがのびのびと成長できる住環境の整備に努めます。

① 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子ども連れが安全に行動できるまちづくりを目指して、公園や施設の整備、災害に対する安全確保等に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
公園・緑地の整備	市民1人あたり20平方メートル以上を確保できるよう、引き続き公園・緑地を整備します。	建設課
自然とふれあえる環境の整備	市ノ池公園、鹿島・扇平自然公園等、子どもが自然とふれあえる環境学習の場を整備します。	産業振興課 建設課
遊び場の充実	宅地開発にあたって、遊び場の設置等、子どもの遊び場を充実します。	建設課
乳幼児に配慮した事業の実施	公共施設や公共機関に授乳コーナーやオムツ替え等、子育てに配慮した設備を整備します。 また各種行事を実施するに際して託児コーナーを設け、子ども連れでも参加しやすい事業を推進します。	児童福祉課 関係各課

② ゆとりある住環境の整備

子どものいる家庭がゆとりある住宅を確保できるよう、良質な公共住宅や宅地の供給等、ゆとりある住環境の整備に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
土地区画整理助成事業	良好な宅地供給・住環境をめざす、組合施行区画整理事業に積極的に助成します。	建設課
福祉のまちづくり事業	歩道と道路の段差の解消、公園の段差解消等の整備に努めます。	建設課

2. 子どもの安全の確保

近年、凶悪犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースが増加傾向にあります。また、全国的な傾向として、交通量の増加や運転者のマナーの悪さ等が問題となり、子どもが被害者となる交通事故も同じく増加しています。この様な現状の中で高砂市では、子どもたちの安全を確保するため、関係機関及び地域ぐるみで具体的な取組みを推進していきます。

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守る活動を地域や関係機関等と連携しながら推進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
防犯体制の充実	警察、地域が連携した防犯体制の充実を図り、子どもが犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進します。また、不審者対策や安全教育を推進します。	市民活動推進課 学校教育課 補導センター 児童福祉課
防犯灯の設置	地域住民の意見を聴きながら、暗い通りや見通しのきかないところへの防犯灯の設置を推進します。	建設課

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、行政、警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携及び協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
交通安全教室	学校・園と連携して交通安全教室を開催し、子どもの交通安全思想の普及に努めます。	管理課 (まちづくり)
交通安全の普及・啓発事業	チャイルドシートの着用の効果の啓発等に努めるとともに、チャイルドシートの着用の促進を図ります。 また保育園・幼稚園・小学校の出口付近の足元に「とまれシール」を貼るなど安全の確認を習慣づけます。	
道路の整備	道路改良による歩道と車路の段差の解消、障害物をなくす等歩行空間の整備に努めます。	建設課

3. 子どもの事故防止

子どもが家庭内や屋外で事故にあうケースは、設備等の外的要因だけでなく、保護者等の子どもの世話をする人の不注意が要因になることもあります。子どもの安全を守るためにも、こうした子どもの事故防止の啓発に努めます。

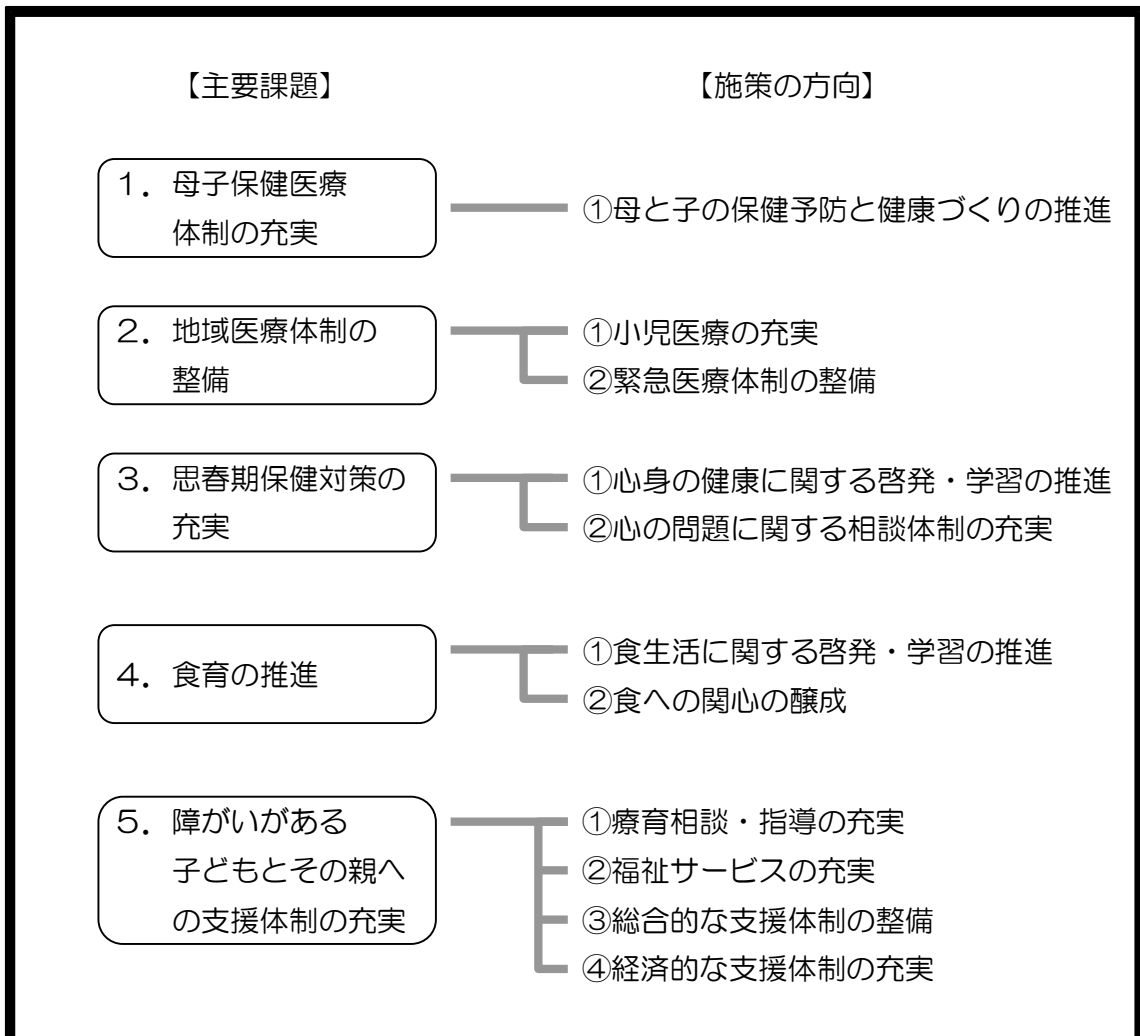
① 子どもの事故防止に関する啓発

子どもを事故から守るため、保護者等に事故を未然に防ぐ啓発を推進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
子どもの事故防止に関する普及・啓発	家庭内や屋外で起こりうる子どもの事故について、対策・防止方法などの普及・啓発に努めます。	児童福祉課

**基本目標6 安心して生み育てることができる
環境の整備**



1. 母子保健医療体制の充実

晩婚化、子育てと仕事の両立の増加等、子どもを産み育てる環境が変化しており、出産や子どもの成長に不安をもつ人が増加しています。妊娠、出産、子育てというライフステージに応じた母子の健康づくりを推進し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。また、地域の医療機関との連携を図り、母子保健医療体制の充実に努めます。

① 母と子の保健予防と健康づくりの推進

出産や育児の不安の解消、子どもの病気の予防と早期発見を図るため、妊産婦の保健指導、乳幼児の健康診査や保健指導等、母子保健サービスの充実に努め、母と子の健康づくりを推進します。さらに、健康福祉事務所、医師会・歯科医師会及び市民病院等との連携により発達に不安のある乳幼児への相談や育児支援を実施します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
乳児保健相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	定期的を実施している健康診査への受診を促進するとともに、あわせて育児相談を行う等、子どもの心身の健やかな成長を支援します。	健康増進課
子どものこころの相談	親子関係や育児環境について、保護者の心理面のサポートを行います。	
養育支援家庭訪問事業	従来の子産婦等訪問指導と新生児等訪問指導を統合し、妊産婦等や新生児等の親の不安を解消するため、助産師や保健師の保健指導を充実します。	
育児の不安の解消、発達に不安のある乳幼児を持つ保護者への育児支援の充実	妊婦・乳児とその親の相談と交流の場を設定し、育児不安等を解消します。 また、発達に不安のある幼児・保護者に対して遊びの場を提供し、継続的な育児支援を行います。	

項 目	今後の方向性	担当課
乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）	乳幼児の親の不安や心配を解消するため、相談体制を充実します。	健康増進課
妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	県の子育て支援ネットや不妊専門相談と連携します。	健康増進課 (健康福祉事務所)
妊婦健康診査費助成事業	妊婦の健康増進をはかるために、妊娠全期間を対象に規定の回数、金額の妊婦健康診査費を助成します。	健康増進課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	母子保健推進員などが、生後4か月未満の赤ちゃんのいる家庭に訪問し、子育てに役立つ情報と予防接種手帳を提供します。	健康増進課

2. 地域医療体制の整備

地域の医療機関と連携を図り、母子の健康づくりのための健康診査・歯科診査等を実施するとともに、小児保健医療に関する環境整備を行い水準向上を図ります。また休日や夜間等の緊急時の医療体制を整備します。

① 小児医療の充実

小児保健医療に関する環境整備と、医科・歯科のかかりつけ医をもつよう啓発します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	新生児死亡・乳児死亡・不慮の事故死亡が起こらないよう環境整備に努めます。	健康増進課
かかりつけ医の体制整備	かかりつけ医師・歯科医師をもつよう啓発します。	

② 緊急医療体制の整備

一次救急医療及び二次救急医療体制を整備し、緊急時医療体制の充実を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
一次救急医療	一次救急体制、施策を充実します。	健康増進課
二次救急医療	初期救急医療機関からの転送患者や救急車からの搬送患者に対する医療を行う、二次救急体制、施策を充実します。	

3. 思春期保健対策の充実

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べて精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じる時期です。近年、思春期における性の問題や、喫煙、飲酒さらには薬物乱用等の問題が増加してきています。あわせて、心身症や不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有のこころの問題も深刻化してきています。これらの問題は、本人の生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響にもなります。

これらの問題に対応するために、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、こころの健康相談等の整備に努めます。

① 心身の健康に関する啓発・学習の推進

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する正しい知識や、喫煙や薬物等の有害性についての基礎知識の普及を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
思春期の児童に対する保健、健康教育	中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育や薬物乱用防止教育等を計画的に行います。 また未成年の喫煙防止、飲酒防止にも努めます。	学校教育課 健康増進課

② こころの問題に関する相談体制の充実

思春期の子どもへのこころの問題に対して、問題解決に取り組むための相談体制の整備を図ります。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
スクールカウンセラーの配置（再掲）	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者等からの相談にあたります。	学校教育課

4. 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、食育について地域社会全体で、保健分野や教育分野で連携しながら推進していきます。

① 食生活に関する啓発・学習の推進

離乳食や幼児食に関する講習会や、専門家によるアドバイス等の普及活動を通じて食生活に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営める様な支援を推進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
食生活に関する知識の普及・啓発	離乳食の実習や親子での調理実習など、体験実習や育児相談の場を設け、「食」への関心を高め、食育について考える機会を提供します。	健康増進課

② 食への関心の醸成

食生活の変容に関心をもち、望ましい「食」についての知識や理解を深めるため、教育課程において食に関する知識と関心を醸成し、豊かな食生活を送ることができる能力を培う学習・教育を推進します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
食を通じた豊かな人間性の形成	学校教育や保育の中で発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を進めます。	学務課 学校教育課 児童福祉課

5. 障がいがある子どもとその親への支援体制の充実

障がいがある子どもの自立と社会参加に向けて、心身ともに健やかに育ていけるよう十分な療育、保育・教育等を受けられる環境づくりが求められています。療育相談や指導の充実、保育・教育環境の整備、福祉サービスの充実に努め、障がいがある子どもと親に対してきめ細やかな支援体制を関係機関と連携し整備していきます。

① 療育相談・指導の充実

子どもの健やかな成長を促すために、関係機関と連携をとりながら療育相談や指導の充実を図り、障がいや疾病の早期発見や早期療育に努めます。また、保育や教育の場での受け入れ体制を整備します。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
療育相談	子どもの発達に不安をもつ親の相談に応じ、助言を行います。	健康増進課 高年・障害福祉課 児童福祉課
特別支援教育	医療・保健・福祉・教育との連携を強化し、療育体制を整備します。障がいがある子どもが利用しやすい設備や施設を充実します。	児童福祉課 学校教育課 総務課（教育）
言語発達相談事業	言語発達遅滞児の訓練等を受けた場合、費用の一部を助成します。	高年・障害福祉課

② 福祉サービスの充実

個々の障がいに応じた適切な指導・訓練ができるよう、知的障害児通園施設等の充実に努めます。また、介護している保護者の負担を軽減できるよう障害者自立支援法による在宅福祉サービスの充実に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
知的障害児通園施設 (高砂児童学園)	老朽化した施設を建て替え、機能の充実に努めます。	児童福祉課
心身障害児生活訓練指導	理学療法士による心身障害児生活訓練指導を実施します。	

項目	今後の方向性	担当課
ホームヘルプサービス	障害者自立支援法による障がい福祉サービスにより対応します。	高年・障害福祉課
デイサービス		
ショートステイ		
サマーデイ事業	障がい児を対象に、夏休みの生活でのデイサービスを実施します。	高年・障害福祉課

③ 総合的な支援体制の整備

関係機関との連携を図りながら総合的な支援体制の整備に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
療育会議	多様な障がいに対する課題に対応するため、市が主体となり、「発達障害児支援会議」の役割、機能も含め、適時療育会議を開催し、医療機関等、関係機関との情報交換、連携を図ります。	高年・障害福祉課 児童福祉課 健康増進課 学校教育課

④ 経済的な支援体制の充実

障がいのある児童を看護・養育している家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種制度の充実に努めます。

《施策》

項目	今後の方向性	担当課
特別児童扶養手当の給付	各種制度の充実に努めるため、国・県へ要望するとともに啓発にも努めます。	児童福祉課
障がい児各種手当の給付		高年・障害福祉課
障害者医療費の助成	保護者負担に配慮した事業に努めます。	国保医療課
介護用器具の助成 (日常生活用具)	充実に努めるために、制度改善を国・県へ要望します。	高年・障害福祉課

■特定事業に係る目標事業量見込み数値

次世代育成支援対策推進法によって、特定事業に関する定量的数値目標の設定が定められています。以下に高砂市が設定した特定事業に関する定量的数値目標を示します。

平成 21 年度の事業量は実績となっています。また、平成 26 年度の目標事業量は、平成 17 年の国勢調査人口から算出した平成 26 年の児童推計人口と、平成 20 年に実施したニーズ調査結果によるサービス利用希望率によって得られたサービスニーズ量、および市のサービス基盤等をふまえて設定しています。

項目		平成 21 年度	平成 26 年度 (目標事業量)
通常保育事業 (単位：日)	3歳未満児	600 人	600 人
	3歳以上児	1,460 人	1,550 人
延長保育事業 (単位：日)		120 人／10 か所	300 人／11 か所
休日保育事業 (単位：年)		120 人／1 か所	140 人／1 か所
病児・病後児保育事業 (病後児対応型)		1 か所	1 か所
一時預かり事業 (保育所型・地域密着型)		6 か所	7 か所
ショートステイ事業		1 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業 (単位：日)		681 人／12 か所	802 人／13 か所
地域子育て支援拠点事業 (センター型)		1 か所	1 か所
ファミリーサポートセンター 事業		1 か所	1 か所

【特定事業の主な事業内容】

○通常保育事業

主に保護者が日中就労や疾病等により、家庭において児童、保育する事ができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施する事業。

○延長保育事業

保育所において、通常の開所時間の前後に1時間または2時間の保育時間を延長して行う事業。

○休日保育事業

日曜・祝日に主に保護者が就労等のために日中保育できない児童をのために、保育所で保育を行う事業。

○病児・病後児保育事業

保育所等において病気の児童を一時的に保育する（病児保育）ほか、病気の回復期にある児童で、集団保育に困難のある児童への対策をする保育（病後児対応型）。

※本市では病後時対応型を実施しています。

○一時預かり事業（保育所型・地域密着型）

家庭において一時的に保育を受けることが困難（保護者の病気や出産、家族の病気介護、急な出張、冠婚葬祭などの理由）となった乳幼児を保育所において児童を一時的に預かる事業。

○ショートステイ事業

児童の養育が一時的に困難（保護者の病気や出産、家族の病気介護、急な出張、冠婚葬祭などの理由）となった場合に、指定の児童養護施設で最長一週間預かる事業。

○放課後児童健全育成事業

保護者が日中就労等のために家庭にいない原則小学校1～3年生までの児童の放課後や夏休みなどの期間に、学童保育所において預かり、指導員とともに宿題や遊びなど生活の場を提供する事業。

○地域子育て支援拠点事業（センター型）

子育て全般に支援を行う拠点施設。地域の子育ての活動場所や、子育てに関する情報提供、子育てグループの情報交換、交流の機会を提供するなどの事業。

○ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、育児の相互援助を行う事業。（保育園、学童保育等の送迎を行ったり、保護者の急用や病気などの都合で預かるなど）

ライフステージ別主要事業一覧表
(子育て支援・保育サービス・教育)

分野	担当課	ライフステージ			
		3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校
子育て支援	福祉課 児童	児童手当 ※1			
		保育所保育料の軽減			
		ひとり親家庭への相談活動、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金			
	センター 子育て支援	家庭児童相談室		学童保育所保育料の軽減 ※2	
		地域子育て支援拠点事業			
		子育てマップ、子育て情報誌			
		ファミリーサポートセンター			
		つどいの広場			
	教育課 学校			スクールカウンセラー相談	
				適応指導教室	
				教育相談事業	
	学務課		幼稚園保育料の軽減		
				就学援助の給付	
					高等学校奨学金
	保育サービス	児童福祉課	乳児保育		
通常保育					
延長保育					
一時保育					
ショートステイ					
休日保育					
病児・病後児保育					
教育	センター 子育て支援	児童健全育成活動自主サークルへの支援			
		子育て学習活動			
			学童保育所		
	教育課 学校	幼稚園教育			
				情報モラル教育	

※1 児童手当は平成22年4月から子ども手当に変更となる予定です。

※2 学童保育所保育料の軽減の対象は小学1～3年生までとなっています。

ライフステージ別主要事業一覧表
(障がい児支援・母子保健・医療・食育)

分野	担当課	ライフステージ			
		3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校
障がい児支援	児童福祉課	療育相談 ※3			
		心身障害児生活訓練指導			
		特別児童扶養手当			
		特別支援教育 ※4			
母子保健・医療	健康増進課	乳児保健相談			
		1歳6か月健診	3歳児健診		
		子どものこころの相談			
		養育支援家庭訪問			
		ひだまりサロン			
		おかあさんの育児教室			
		乳幼児相談（電話・面接・家庭訪問）			
		母と子の遊びの教室（きらりんくらぶ）			
		妊婦健康診査費助成			
		こんにちは赤ちゃん訪問			
		一次救急医療・二次救急医療			
食育		もぐもぐの会			
		とんとん・コトコトの会			

※3 療育相談は健康増進課、高年・障害福祉課も担当。

※4 特別支援教育は学校教育課も担当。

【その他の事業】

- 少年相談（青少年補導センター）
- 乳幼児等医療費の助成、母子家等庭医療費の助成、障害者医療費の助成（国保医療課）
- 体育館スポーツ教室（スポーツ振興課（施設利用振興財団））
- 子ども会活動への助成（青少年課）
- 交通安全教室（管理課（まちづくり））

高砂市次世代育成支援後期行動計画 ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢	
1 子育て家庭への支援	家庭児童相談室		スクールカウンセラーの配置		児童虐待防止ネットワークづくり	
	地域子育て支援拠点事業		適応指導教室の充実		虐待防止のための県との連携強化	
			相談体制の充実		要保護児童セーフティネットの強化	
					被虐待児童のケアと立ち直り支援	
	子育て支援ネットワークづくり				「児童の権利に関する条約」の啓発	
	子育て情報の提供				相談活動	
	児童手当の給付				児童扶養手当の給付	
			就学援助の給付		ひとり親家庭への支援サービス	
			乳幼児等医療費の助成		母子家庭等医療費の助成	
					母子援護事業	
2 子育て支援の整備	保育所保育料の軽減				母子・寡婦福祉法関連事業	
	幼稚園保育料の軽減		学童保育所保育料の軽減	高等学校奨学金の給付	ひとり親家庭生活支援事業	
	子どものこころの安らかな発達の促進と育児不安の軽減				母子家庭自立支援給付金	
	ファミリーサポートセンター事業の推進				地域子育てネットワーク事業	
	つどいの広場の活用				安全・安心のまちづくりの推進	
	3 就労と子育ての両立支援	育児休業制度の普及・促進				男女共同参画センター
		乳児保育事業				男性の家事・育児への参加の促進
		延長保育事業				父親の育児への参加の促進
		一時保育事業				男女平等意識の高揚
		子育て家庭短期入所事業				子育て体験集の発行
休日保育事業		学童保育所の公立化			児童福祉週間事業	
病児・病後児保育事業		学童保育所の環境整備				

高砂市次世代育成支援後期行動計画 ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢
3 ・就労と子育ての 両立支援	保育所の整備・機能の充実				職業能力開発と技術・資格取得の機会の情報提供
	幼稚園・保育所の統廃合等の推進				再就職を希望する者に対する情報の提供
	保育士の資質の向上				働く場での母性保護や健康に関する相談の充実
	保育サービスの向上				労働時間の短縮
4 ・健全育成に向けた教育の充実		地域に開かれた幼稚園の推進事業	青少年仲間づくり事業		子育て学習活動
	幼稚園・保育所の統廃合等の推進				図書館事業
	保・幼・小の連携				みのり会館事業
			健全な心身を育てる教育の推進		体育館スポーツ教室
			豊かな体験活動の推進		平和教育事業
			豊かな教育環境の設備整備		高齢者との交流事業
				少子化問題の啓発	児童健全育成活動自主サークルへの支援
			フィルタリング利用の普及啓発		
			情報モラル教育の推進		
			エコ教室事業		
			歴史体験の充実	青少年仲間づくり事業	
			環境教育	姉妹都市との交流事業	
				インターンシップの受け入れ	

高砂市次世代育成支援後期行動計画 ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢
4 ・健全育成に 向けた教育の充実			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">子どもたちの見守り活動と世代間交流事業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">子ども会活動への助成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校施設の活用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">開かれた学校づくりの推進</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">乳幼児とのふれあい体験の推進</div>	
5 ・地域での生活環境の整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">交通安全の普及・啓発事業</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">公園・緑地の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">自然とふれあえる環境の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">遊び場の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">乳幼児に配慮した事業の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">土地区画整理助成事業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">福祉のまちづくり事業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">防犯体制の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">防犯灯の設置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">交通安全教室</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">道路の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">子どもの事故防止に関する普及・啓発</div>

高砂市次世代育成支援後期行動計画 ライフステージ別対応施策一覧表

	3歳未満	3歳～就学前	小学校	中学・高校	全年齢	
こと6 安心できる環境の整備	乳児保健相談				一次救急医療	
	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査			二次救急医療	
	子どものこころの相談				療育相談	
	養育支援家庭訪問事業				特別支援教育	
	育児の不安の解消、発達に不安のある乳幼児を持つ保護者への育児支援の充実					言語発達相談事業
	乳幼児相談(電話・面接・家庭訪問)					心身障害児生活訓練指導
	妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援					ホームヘルプサービス
	妊婦健康診査費助成事業					デイサービス
	こんにちは赤ちゃん訪問事業					ショートステイ
	小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備					サマーデイ事業
	かかりつけ医の体制整備					療育会議
				思春期の児童に対する保健、健康教育		特別児童扶養手当の給付
				スクールカウンセラーの配置		障害児各種手当の給付
	食生活に関する知識の普及・啓発					障害者医療費の助成
		食を通じた豊かな人間性の形成				介護用器具の助成(日常生活用具)
		知的障害児通園施設(高砂児童学園)				